

# 公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構公式サイト「伊勢志摩観光ナビ」特集記事掲載要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人伊勢志摩観光コンベンション機構（以下「機構」という。）が管理する伊勢志摩観光コンベンション機構公式サイト「伊勢志摩観光ナビ」に民間企業等が申し込みを行った特集記事（以下「特集記事」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

## (特集記事の掲載位置等)

第2条 特集記事の掲載位置等は別表1に掲げるとおりとする。

## (特集記事の掲載基準)

第3条 特集記事の掲載基準は、伊勢志摩地域の観光または経済の活性化及び文化の向上に寄与するものとする。

2 前項に関わらず、次の各号に該当し、または該当するおそれがあると認められる民間企業等の当該特集記事は掲載しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) サイトの運営に支障をきたすもの
- (4) 人権侵害、差別又は名誉を棄損するもの
- (5) 他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- (6) 政治性のあるもの
- (7) 意見広告など特定の主義主張を目的とするもの
- (8) 誇大又は虚偽であるもの
- (9) 記事の内容が不明確であるもの
- (10) 広告主の名称が明示されていないなど、責任の所在が不明確であるもの
- (11) 個人の氏名を記事にするもの
- (12) 不当な比較広告
- (13) 次のいずれかに該当する業種・業者等の記事
  - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく風俗営業及び風俗営業に類似した業種に関するもの
  - イ 消費者金融（貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する「貸金業」）
  - ウ ギャンブルにかかわる業種
  - エ 暴力団その他反社会的団体及び特殊結社団体
- (14) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシー等を侵害するもの

(15) その他、記事として適当でないと機構が認めるもの

(特集記事の掲載期間)

第4条 特集記事の掲載する期間は、1年間とする。また記事掲載後1カ月間は特集記事へのリンクをトップページに設置する。

2 前項の規定に関わらず、機構が伊勢志摩の観光または地域経済の活性化及び文化の向上に特に寄与している記事と判断した時は、特集記事の掲載を継続することができる。

(特集記事掲載の申込み)

第5条 特集記事掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、所定の様式により機構に申し込むものとする。

(特集記事掲載等の決定)

第6条 機構は、前条の規定により申込みがあった場合は、第3条の規定に基づき審査を行い、申し込みを受け付けた日から土日祝日を除く7日以内に特集記事掲載（不掲載）の決定をするものとする。

(取材、記事作成、校正)

第7条 機構は、広告主と取材日程の調整を行い、取材日から速やかに記事を作成、校正をしなければいけない。

(特集記事掲載料)

第8条 特集記事掲載料は、別表2に掲げるとおりとする。

2 広告主は、前項の特集記事掲載料を、記事の校正終了後に機構が発行する請求書に基づき、請求日より30日以内に支払うものとする。

(特集記事掲載の取消し)

第9条 機構は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに特集記事掲載の決定又はその掲載を取り消すことができる。

- (1) 第8条第2項の規定により定められた期日までに特集記事掲載料が支払われなかったとき
- (2) 第3条の規定に反すると判断したとき

(特集記事掲載)

第10条 機構は、特集記事掲載料の入金を確認した時は、速やかに公式サイトに特集記事を掲載するものとする。

(特集記事掲載の取下げ)

第 10 条 広告主は、自己の都合により特集記事掲載を取り下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により特集記事掲載を取り下げるときは、機構に対し、速やかに申し出なければならない。

(特集記事掲載料の返還)

第 11 条 機構は、原則として支払を受けた特集記事掲載料については返還しないものとする。

(特集記事の修正)

第 12 条 機構は特集記事掲載期間中に記事の内容に変更が生じた場合は、広告主の要請によりその都度、軽微な修正対応を行うことができる。

2 広告主は、前項の規定により記事を変更しようとする場合は、機構にあらかじめ連絡するものとし、変更を希望する日から起算して 7 日前までに写真・文章を機構に提出するものとする。

(協議)

第 13 条 この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、機構と広告主が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

附則

(施行期日)

この要綱は令和元年 7 月 5 日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

掲載位置	公式サイト内の「特集」内
規格	
文字数	2,000 字程度
写真枚数	15~20 枚程度

別表 2 (第 8 条関係)

区分	特集記事掲載料
広告主が機構会員	50,000 円
広告主が機構非会員	100,000 円

(注) 1. 消費税及び地方消費税は別とする。